

北海道HACCP自主衛生管理認証制度実施要領

第1 目的

この要領は、北海道HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する認証の手続きについて必要な事項を定める。

第2 認証の申請

認証を受けようとする食品関係事業者等は、認証を受けようとする食品群ごとに別記第1号様式による「北海道HACCP自主衛生管理認証申請書」（以下「認証申請書」という。）に、食品関係事業者等が自ら対象施設を評価しその結果を記載した、別記第2号様式（バックヤード部門を有する施設についてはその2を、大量調理施設（原則として同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供、製造する施設）についてはその3を使用。）による「北海道HACCP自主衛生管理導入の評価調書」（以下「評価調書」という。）、別表の1に定める書類及び登録評価機関が定める手数料を添えて登録評価機関に申請しなければならない。

第3 認証の更新の申請

認証を受けた食品関係事業者等が、認証の有効期間満了に際し、引き続き認証を受けようとする場合は、有効期間満了日の3ヶ月前までに別記第1号様式による認証申請書に評価調書、別表の1に定める書類及び登録評価機関が定める手数料を添えて登録評価機関に申請しなければならない。

第4 認証の変更の申請

認証を受けた食品関係事業者等が、危害分析、重要管理点など衛生管理に影響を及ぼす内容を変更するときは、別記第1号様式による認証申請書に内容を変更した関係書類等（新旧対照表含む）及び認証書の写しを添えて、遅滞なく評価を受けた登録評価機関へ申請しなければならない。

第5 認証の再評価の申請

第8の規定により実施した認証審査会の審査の結果により、認証にいたらなかった食品関係事業者等が衛生管理の改善を図った上で再度認証を受けようとするときは別記3号様式による申請書に評価調書、別表の1に定める書類及び登録評価機関が定める手数料を添えて登録評価機関に申請しなければならない。ただし、第2、第3及び第4に規定する認証の申請時に提出したものと変更がない書類については、省略することができる。

第6 認証要件の変更の届出

- 1 認証を受けた食品関係事業者等は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、別記第4号様式により、遅滞なく、認証を受けた登録評価機関へ届け出なければならない。
 - (1) 認証を受けた食品関係事業者等の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 - (2) 認証を受けた食品関係事業者等の氏名（法人にあつては、名称、代表者の氏名）
 - (3) 施設の名称、屋号又は商号
 - (4) 第4の規定に該当しない衛生管理に係る軽微な事項
- 2 認証を受けた食品関係事業者等から営業者の地位を承継等した食品関係事業者等が引き続き認証を受けようとするときは、別記第4号様式により、遅滞なく、認証を受けた登録評価機関に届け出なければならない。
- 3 登録評価機関は、前2項に係る変更の届出を受理した場合、その内容について認証審査会事務局へ報告するものとする。

第7 自己評価の継続

認証を受けた食品関係事業者等は、継続的に衛生水準の維持・向上に取り組むとともに、認証を受けた日から1年毎に自ら評価した評価調書を当該評価に係る登録評価機関に報告しなければならない。

第8 認証の実施方法

- 1 第2、第3及び第4の規定に基づき、登録評価機関に申請された認証申請に係る書類等に

不備がないものにかぎり、登録評価機関はこれを受理する。

- 2 認証申請書を受理した登録評価機関は、食品衛生（HACCPに関することを含む）に関する実務に3年以上従事した経験を有する者であって次の各号に定める資格のいずれかを有する者（以下「評価員」という。）に、評価等を実施させることとする。
 - （1）食品衛生法第30条に規定する食品衛生監視員の資格を有する者
 - （2）食品衛生法第48条に規定する食品衛生管理者になり得る資格を有する者
 - （3）HACCPに関する高度な研修を修めた者
- 3 評価の実施は、提出された評価調書等を用いて書類及び実地調査を行うこととする。
- 4 3の調査結果に基づき別記5号様式に別表の2に定める必要書類を添えて認証審査会に審査依頼を行う。
- 5 4の依頼に基づき、認証審査会において認証の可否について判定を行う。
- 6 認証審査会事務局は、認証基準に基づいて認証した食品関係営業者等に対し、別記第6号様式の認証書を交付するものとする。
- 7 前項の認証書の交付は、登録評価機関の作成した評価調書の副本を添えて行うものとする。
- 8 認証を受けた食品関係営業者等は、次の各号に該当する場合、別記第7号様式の認証書再交付等申請書により、認証審査会事務局に手数料を添えて再交付等の申請をすることができる。
 - （1）交付された認証書を紛失又はき損したとき（き損した場合には、当該認証書を添付すること。）。
 - （2）交付された認証書の記載事項に変更が生じたとき。
 - （3）英語訳の認証書の交付を要するとき。
- 9 前項の規定により再交付等の申請のあった食品関係営業者等に対し、認証審査会事務局は認証書を再交付するものとする。

第9 再評価

登録評価機関は、次の各項に掲げるいずれかに該当する場合は再評価を行わなければならない。

- 1 第5の規定により再評価の申請が食品関係営業者等から提出された場合。
- 2 第8に定める書類及び実地調査の結果、認証基準に達するために改善が必要な場合であって、食品関係営業者等から再評価の依頼があった場合。

第10 認証の廃止

- 1 認証審査会は、認証をした食品関係営業者等が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、その認証を廃止することができる。
 - （1）認証申請に係る書類の記載内容等に虚偽が判明したとき。
 - （2）認証基準の不履行が判明し、相当の期間を定めて、改善を求めてもなお改善されないと
 - き。
 - （3）食品衛生法第6条の規定に違反し、同法第60条の処分を受けたとき。
- 2 前項の規定により認証を取り消すときは、認証審査会事務局は当該食品関係営業者等に別記第8号様式による認証廃止書を交付するものとする。
- 3 認証を受けた食品関係営業者等は第1項第3号に該当した場合は、その旨を評価を受けた登録評価機関を経由して認証審査会事務局へ届け出なければならない。
- 4 認証を受けた食品関係営業者等は第2項の規定により認証を廃止されたときは、速やかに認証書を認証審査会事務局へ返納しなければならない。
- 5 認証審査会事務局は認証の廃止を行った場合、遅滞なく道に報告するものとする。
- 6 道は、認証の廃止について認証審査会事務局に要請することができる。

第11 認証の辞退等

食品関係営業者等は、次の各項に該当する場合は、別記第9号様式の届書により、認証書を添えて速やかに認証審査会事務局に届け出なければならない。

- 1 自ら認証を辞退しようとするとき。
- 2 食品関係営業者等が廃業したとき又は認証を受けた施設を廃止したとき。

第12 認証を受けた食品関係営業者等の公表

道は、認証を受けた食品関係業者等の名称等を公表するものとする。ただし、認証を受けた食品関係業者等から公表しない旨の申し出があった場合はこの限りでない。

附則

この要領は、平成19年3月27日から施行する。

この要領は、平成20年9月26日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10の1の(3)の規定は、令和3年6月1日から施行する。

別表

1

- (1) 食品等事業者が作成した評価調書
- (2) 製品説明書
- (3) 製造工程図（工程及び時間、温度に係る管理内容を明記したもの）
- (4) 施設の図面（清潔、汚染等の区域区分をを明記したもの）
- (5) 作業動線図（作業従事者の流れ、原材料・食品等の流れ等を明記したもの）
- (6) 危害分析結果表
- (7) 重要管理点整理票
- (8) その他必要な書類

2

- (1) 登録評価機関が作成した評価調書
- (2) 製品説明書
- (3) 製造工程図（工程及び時間、温度に係る管理内容を明記したもの）
- (4) 施設の図面（清潔、汚染等の区域区分をを明記したもの）
- (5) 作業動線図（作業従事者の流れ、原材料・食品等の流れ等を明記したもの）
- (6) 危害分析結果表
- (7) 重要管理点整理票
- (8) 食品関係営業者等が自ら評価した内容と登録評価機関が評価した内容との相違点
- (9) 内部検証にかかるチェックシート

別記第1号様式（第2関係）

北海道HACCP自主衛生管理認証申請書（新規・更新・変更）

年 月 日

（登録評価機関名及び代表者） 様

（申請者）

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

北海道 HACCP 食品衛生自主管理認証制度実施要領第2（第3・第4）の規定により、
下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称、屋号又は商号
- 3 認証を受けようとする（受けている）食品群
- 4 現に受けている認証の番号、年月日及び有効期間
（更新及び変更申請時に限る。）

添付書類

- （1）評価調書
- （2）新旧対照表（変更申請に限る。）
- （3）製品説明書
- （4）製造工程図（工程及び時間、温度に係る管理内容を明記したもの）
- （5）施設の図面（清潔、汚染等の区域区分を明記したもの）
- （6）作業動線図（作業従事者の流れ、原材料・食品等の流れ等を明記したもの）
- （7）危害分析結果表
- （8）重要管理点整理票
- （9）認証書（更新及び変更申請に限る。）
- （10）営業許可証の写し

別記第3号様式（第5関係）

再評価申請書

年 月 日

（登録評価機関名及び代表者） 様

（申請者）

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

北海道 HACCP 食品衛生自主管理認証制度実施要領第5の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称、屋号又は商号
- 3 認証を受けようとする食品群
- 4 現に受けている認証の番号、年月日及び有効期間
（更新及び変更申請関係に限る。）

添付書類

- （1）評価調書
- （2）製品説明書
- （3）製造工程図（工程及び時間、温度に係る管理内容を明記したもの）
- （4）施設の図面（清潔、汚染等の区域区分を明記したもの）
- （5）作業動線図（作業従事者の流れ、原材料・食品等の流れ等を明記したもの）
- （6）危害分析結果表
- （7）重要管理点整理票
- （8）認証書（更新及び変更申請に限る。）
- （9）営業許可証の写し
- （10）認証審査結果

備考

添付書類（2）から（9）については、認証申請時（新規・更新・変更）に提出したものと変更がない書類については、省略することができる。

別記第4号様式（第6関係）

認証事項変更届出書

年 月 日

（登録評価機関名及び代表者） 様

（届出者）

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

北海道 HACCP 自主管理認証制度実施要領第6第1項または第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称、屋号又は商号
- 3 現に受けている認証の番号、年月日及び有効期間
- 4 変更内容
 - ・ 変更前

 - ・ 変更後
- 5 変更理由
- 6 変更年月日

添付書類

- （1） 認証書の記載事項に係る変更の場合は、従前の認証時に交付された認証書
- （2） 変更内容を確認できる書類

別記第5号様式（第8関係）

審 査 依 頼 書

年 月 日

認証審査会事務局 様

（登録評価機関）

住 所

法人の名称

代表者氏名

北海道HACCP自主衛生管理認証制度実施要領第8第4項の規定により、下記のとおり依頼します。

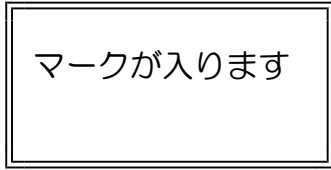
記

- 1 認証申請者住所・氏名
- 2 施設所在地
- 3 施設の名称、屋号又は商号
- 4 認証のうける食品群

添付書類

- (1) 登録評価機関が作成した評価調書
- (2) 製品説明書
- (3) 製造工程図（工程及び時間、温度に係る管理内容を明記したもの）
- (4) 施設の図面（清潔、汚染等の区域区分を明記したもの）
- (5) 作業動線図（作業従事者の流れ、原材料・食品等の流れ等を明記したもの）
- (6) 危害分析結果表
- (7) 重要管理点整理票
- (8) 認証書（更新及び変更申請に限る。）
- (9) 営業許可証の写し
- (10) 食品関係営業者等が自ら評価した内容と登録評価機関が評価した内容との相違点
- (11) 内部検証にかかるチェックシート

別記第6号様式その1（第8関係）



北海道HACCP認証書


申請者名 _____

北海道HACCP自主衛生管理認証制度実施要領第8第6項の規定により、次のとおり認証します。

記

- 1 施設の名称、屋号又は商号
- 2 施設の所在地
- 3 認証の対象品目名
- 4 認証番号
- 5 認証の期限 年 月 日まで

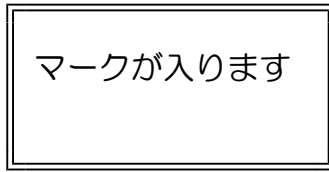
年 月 日

北海道HACCP自主衛生管理認証審査会 

事 務 局： ○ ○ ○ ○（北海道知事選定機関）

評価実施登録評価機関：○ ○ ○ ○

別記第6号様式その2（第8関係）



Certificate

Voluntary Food Safety Management Under HACCP Principles
Hokkaido , Japan

Applicant _____

We hereby certify the followings under Hokkaido HACCP Voluntary Food Safety Management Program Article 8 Item 6.

- 1 Name of Facility
- 2 Location of Facility
- 3 Product Name
- 4 Certificate Reference Number
- 5 Date of Expiry

This certificate was issued on _____

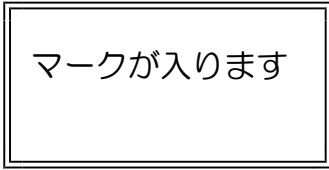
Hokkaido HACCP Voluntary Food Safety Management Certification Board



Certification office : ○ ○ ○ ○ (Appointed by Hokkaido Gvernor)

Verification Practice and Registration Organization : ○ ○ ○ ○

別記第6号様式その3（第8関係）



北海道HACCP認証書 Certificate

Voluntary Food Safety Management Under HACCP Principles
Hokkaido , Japan

申請者名 _____
Applicant _____

北海道HACCP自主衛生管理認証制度実施要領第8第6項の規定により、次のとおり認証します。

We hereby certify the followings under Hokkaido HACCP Voluntary Food Safety Management Program Article 8 Item 6.

- 1 施設の名称、屋号又は商号
Name of Facility
- 2 施設の所在地
Location of Facility
- 3 認証の対象品目名
Product Name
- 4 認証番号
Certificate Reference Number
- 5 認証の期限 年 月 日まで
Date of Expiry
年 月 日

北海道HACCP自主衛生管理認証審査会



事務局： ○ ○ ○ ○（北海道知事選定機関）
価実施登録評価機関： ○ ○ ○ ○

別記第7号様式（第8関係）

認証書再交付等申請書

年 月 日

北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度認証審査会事務局 様

（申請者）

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度実施要領第8第8項の規定に基づき、下記のとおり認証書の再交付等を申請します。

記

- 1 認証施設の所在地
- 2 認証施設の名称、屋号又は商号
- 3 認証した食品群
- 4 認証年月日及び認証番号
- 5 認証の有効期間
- 6 再交付等の理由

備考

認証書を棄損した場合は、その認証書を添付すること。

別記第8号様式（第10関係）

認証廃止書

年 月 日

様

北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度
認証審査会事務局

北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度実施要領第10第2項の規定により、下記の認証を廃止したので通知します。

記

- 1 認証施設の所在地
- 2 認証施設の名称、屋号又は商号
- 3 認証した食品群
- 4 認証年月日及び認証番号
- 5 認証の有効期間
- 6 廃止の理由

別記第9号様式（第11関係）

認証辞退・廃止届

年 月 日

北海道HACCP自主衛生管理認証制度認証審査会事務局 様

(申請者)

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

下記の施設の認証を辞退・廃止しますので、北海道HACCP自主衛生管理認証制度実施要領第11の規定により届け出ます。

記

- 1 認証施設の所在地
- 2 認証施設の名称、屋号又は商号
- 3 認証した食品群
- 4 認証年月日及び認証番号
- 5 認証の有効期間 年 月 日 まで
- 6 認証を辞退・廃止する理由

添付書類

現に受けている認証書